

# 解答 H14

[No. 1]14-1

**正解 2**

1. ○ 都市計画法第 5 条第 1 項、第 4 項。
2. × 都市計画法第 6 条第 1 項の規定により、都市計画に関する基礎調査はおおむね 5 年ごとに行なわなくてはならない。
3. ○ 都市計画法第 5 条の 2
4. ○ 都市計画法第 5 条第 3 項

[No. 2]14-2

**正解 4**

1. ○ 都市計画法第 8 条第 1 項第 8 号
2. ○ 都市計画法第 8 条第 1 項第 2 の 3 号
3. ○ 都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号
4. × 遊休土地転換利用促進地区は、都市計画法第 10 条の 3 に規定される地区で、都市計画法第 8 条に規定する地域地区ではない。

[No. 3]14-3

**正解 4**

1. ○ 都市計画法第 9 条第 18 項
2. ○ 都市計画法第 9 条第 18 項
3. ○ 都市計画法第 9 条第 18 項
4. × 高度利用地区では、建築物の高さの最高限度を定めることができない。建築物の高さの最高限度を定める地域地区は、高度地区、特定街区で、地区計画等（住宅高度利用地区計画も含む）も建築物の高さの限度を定めることができる。

[No. 4]14-4

**正解 3**

1. ○ 都市計画法第 12 条の 2 第 1 項
2. ○ 都市計画法第 12 条の 2 第 4 項
3. × 都市計画法第 12 条第 1 項に規定する市街地開発事業に住宅地区改良法に規定する住宅地区改良事業は含まれていない。
4. ○ 都市計画法第 12 条第 2 項、施行令第 7 条

# 解答 H14

[No. 5]14-5

**正解 1**

1. × 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項、都市計画法第 13 条第 1 項 14 号の規定により、区域区分が定められていない都市計画区域内（いわゆる非線引都市計画区域）でも地区計画を定めることができる。
2. ○ 都市計画法第 11 条第 1 項、都市計画法第 13 条第 1 項第 11 号
3. ○ 都市計画法第 13 条第 1 項第 8 号
4. ○ 都市計画法第 13 条第 1 項第 12 号

[No. 6]14-6

**正解 3**

1. ○ 都市計画法第 13 条第 1 項第 11 号
2. ○ 都市計画法第 13 条第 1 項第 11 号
3. × 都市計画法第 13 条第 1 項第 11 号。市街化区域におけるごみ焼却場は、都市計画に必ず定めるべきものとして都市計画基準に示されている都市施設に該当しない。
4. ○ 都市計画法第 13 条第 1 項第 11 号

[No. 7]14-7

**正解 1**

1. × 都市計画法第 15 条第 1 項第 7 号。市街地開発事業予定区域を都市計画決定できるのは、都道府県である。
2. ○ 都市計画法第 15 条第 1 項第 6 号、施行令第 10 条第 2 号
3. ○ 都市計画法第 15 条第 1 項第 4 号
4. ○ 都市計画法第 15 条第 1 項

[No. 8]14-8

**正解 3**

1. ○ 都市計画法第 17 条第 1 項
2. ○ 都市計画法第 16 条第 1 項
3. × 都市計画法第 19 条第 1 項。市町村に都市計画審議会が設置されていない場合、市町村の存する都道府県の都市計画審議会の議決により決定する。
4. ○ 都市計画法第 19 条第 3 項

# 解答 H14

[No. 9]14-9

**正解 4**

1. ○ 建築基準法第 56 条第 2 項
2. ○ 建築基準法第 56 条第 6 項、施行令 132 条第 1 項
3. ○ 建築基準法第 56 条第 6 項、施行令第 2 条第 1 項第 6 号イ、第 135 条の 2 第 1 項
4. × 建築基準法第 56 条第 6 項。施行令第 134 条第 1 項。前面道路の反対側に、公園、広場、水面などがある場合は、前面道路の反対側の境界線は、その公園等の反対側の境界線にあるものとみなす。

[No. 10]14-10

**正解 1**

1. × 建築基準法第 53 条第 5 項。準防火地域内の耐火建築物に建ぺい率の適用除外規定はない。
2. ○ 建築基準法第 53 条第 5 項第 1 号
3. ○ 建築基準法第 53 条第 5 項第 2 号
4. ○ 建築基準法第 53 条第 5 項第 1 号、第 6 項

[No. 11]14-11

**正解 4**

1. × 建築基準法第 52 条第 2 項、第 3 項の規定により、共同住宅における共用部分におけるエレベーター
2. × ター機械室、管理人室、集会室は、これらの諸室が地下にある場合、1/3 までは容積率の緩和を
3. × 適用できる場合があるが、すべてが容積率算定上の延べ面積から控除できるわけではない。
4. ○ 建築基準法第 52 条第 4 項より、共同住宅における廊下、階段は容積率の対象とならない。施行令第 2 条第 1 項第 4 号により、定められた規模以下の自動車車庫は容積率の対象とならない。

[No. 12]14-12

**正解 4**

1. ○ 地価公示法第 6 条、第 8 条。地価公示価格は、国土交通省土地鑑定委員会が、公示する。
2. ○ 国土利用計画法施行令第 9 条。基準地の基準価格の算出は、知事が行う。
3. ○ 相続税路線価は、相続税法に基づく財産評価基本通達（昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56、直番 17）に基づき所轄税務署が作成する。
4. × 固定資産税に関する評価額の基準は、固定資産評価基準（地方税法第 388 条）によるものである。

# 解答 H14

[No. 13]14-13

**正解 2**

1. ○ 大店立地法附則第 2 条
2. × 大店立地法第 2 条第 1 項より、店舗面積には、飲食店業を行うための店舗の用に供される床面積は含まれない。
3. ○ 大店立地法第 2 条第 2 項
4. ○ 大店立地法第 3 条、第 15 条

[No. 14]14-14

**正解 4**

環境影響評価法では、事業の計画段階から実地段階以後に至るまで、段階的な手続を迫って進む。事業が第一種事業（環境影響評価を必ず行う事業）か主務大臣が環境評価対象と判定した事業である場合、まず、「方法書」を作成する。方法書とは、事前の概要を示すとともに、事業が環境に及ぼす影響に関する調査・予測・評価の手法等についてまとめたものである。

方法書の閲覧を終え、国民・知事等の意見をもとに、「準備書」を作成する。準備書とは、方法書に対する意見を反映し、調査・予測・評価を行うとともに、環境保全措置について検討した結果を取りまとめたものである。

準備書の閲覧・説明会を終え、国民・知事等の意見を反映して、「評価書」を作成する。評価書とは、これらの意見と事業者の見解をとりまとめ、主務大臣や環境影響評価委員会の指導により、準備書を修正したものである。こして完成した評価書を再度閲覧に付して事業着手となる。

従って、環境影響評価法に従って事業者が用意する文書の順序は、方法書→準備書→評価書となる。

[No. 15]14-15

**正解 3**

1. ○ 借地借家法第 15 条第 1 項
2. ○ 借地借家法第 3 条
3. × 借地借家法第 4 条第 1 項。借地契約を最初に更新する場合においては、その期間は更新の日から 20 年とする。
4. ○ 借地借家法第 10 条第 1 項

[No. 16]14-16

**正解 4**

1. ○ 借地借家法第 22 条
2. ○ 借地借家法第 23 条第 1 項
3. ○ 借地借家法第 24 条第 1 項、第 2 項
4. × 借地借家法第 38 条第 1 項。期間の定めはない。

# 解答 H14

[No. 17]14-17

**正解 1**

1. × 区分所有法第 17 条第 1 項。規約で過半数まで減じることができる。
2. ○ 区分所有法第 47 条第 1 項により、 $3/4$  以上
3. ○ 区分所有法第 58 条第 1 項、第 2 項により、 $3/4$  以上。なお、共同の利益に反する行為の停止請求に係る決議ならば  $1/2$  以上。
4. ○ 区分所有法第 61 条第 5 項により、 $3/4$  以上。

[No. 18]14-18

**正解 2**

1. ○ 区分所有法第 30 条第 1 項
2. × 区分所有法第 27 条第 1 項により、管理者は規約に特別の定めがある場合、共用部分の所有者になることができる。管理者は区分所有者である必要はない。
3. ○ 区分所有法第 34 条第 3 項
4. ○ 区分所有法第 25 条第 2 項

[No. 19]14-19

**正解 2**

1. ○ 不動産登記法第 2 条第 1 項
2. × 不動産登記法第 2 条より、仮登記は、本登記をするための予備的な登記であり、所有権以外にも、地上権、抵当権などについても登記できる。
3. ○ 不動産登記法第 144 条第 1 項
4. ○ 不動産登記法第 7 条第 2 項

[No. 20]14-20

**正解 4**

1. × 土地区画整理法第 19 条第 2 項、第 3 項より、組合施行の場合、施行地区内の未登記の借地権の申請は、施行地区となるべき区域の公告日から 1 か月以内に行わなければならない。
2. × 土地区画整理法第 20 条第 1 項より、定款は縦覧に供しない。
3. × 土地区画整理法第 56 条第 3 項より、公共団体施行の場合、事業計画の決定には土地区画整理審議会の同意が必要でない。
4. ○ 土地区画整理法第 52 条第 1 項

# 解答 H14

[No. 21]14-21

**正解 4**

1. ○
2. ○
3. ○
4. × 同潤会アパートは、関東大震災（大正 12 年 9 月）の被災者救済機関として設立された財団法人同潤会によって整備された。ちなみに代官山アパートは昭和 2 年から 3 年にかけて建設された。

[No. 22]14-22

**正解 3**

1. ○ 一般会計補助対象から外れる法定再開発や認定再開発（都再法 129 条の 2）なども対象とできる場合があるが、専ら法律に基づかない任意の再開発事業を支援する制度である。
2. ○ 優良建築物等整備事業制度要綱 第 2. 三～御
3. × 優良建築物等整備事業制度要綱 第 3. 各類型によって、適用できる区域が異なる。また、従前の耐火建築物割合については条件がない
4. ○ 市街地再開発事業補助要綱 第 4. 3. 優良再開発型の一部を除き、高齢者等生活支援施設及び子育て支援施設の整備は補助対象となる。

[No. 23]14-23

**正解 3**

1. ○ 信託法第 1 条により、信託は財産権の移転になるため、登記上の名義は受託者になる。
2. ○ 信託は、信託法第 6 条による商行為として行われる営業信託と非営業信託（民事信託）に分けることができる。
3. × 土地信託（信託受益者が分割される土地信託を含む。）による信託配当は、賃貸方式の場合には不動産所得、分譲方式の場合には、譲渡所得などとされ、配当所得にはならない。
4. ○ 信託期間中に相続が生じた場合、信託財産は分割できないが、信託受益権は分割相続可能である。

[No. 24]14-24

**正解 2**

1. ○ 特定非営利活動推進法第 3 条
2. × 特定非営利活動推進法第 5 条より、一定の収益事業を行うことができる。
3. ○ 特定非営利活動推進法第 10 条第 1 項第 3 号
4. ○ 特定非営利活動推進法第 9 条

# 解答 H14

[No. 25]14-25

**正解 2**

平成 13 年 12 月末現在で、事業完了地区総数は 522 件（うち第二種市街地再開発事業は 13 件）である。（参考データ：再開発コーディネーター2002. No.96. 44p～）

[No. 26]14-26

**正解 2**

1. × 都再法第 2 条第 6 号より、施行者、特定建築者を問わず、事業によって建築される建築物をいう。特定施設建築物（第 99 条の 2 第 3 項）とは施設建築物の一つである。
2. ○ 都再法第 2 条 7 号。公共施設の用に供する土地以外の土地は建築敷地である。
3. × 都再法第 2 条第 8 号より、施設建築物の一部とは、施設建築物のうち区分所有権の目的たる専有部分及び当該専有部分に係る共用部分の共有持分を意味する。
4. × 都再法第 2 条第 10 号、第 111 条より、建築施設の部分とは、いわゆる特則型の権利変換計画に定められる施設建築物及び施設建築敷地に関する権利の内容である。

[No. 27]14-27

**正解 3**

1. × 都再法第 2 条の 2 第 1 項より、宅地について所有権若しくは借地権を有する者の同意を得た者であれば施行者となれる。
2. × 都再法 2 条の 2 第 2 項より、市街地再開発組合は、市街地再開発事業の施行区域内の土地で第一種市街地再開発事業を施行することができ、都再法第 6 条第 1 項より、市街地再開発事業の施行区域内の事業は、都市計画事業として施行する。
3. ○ 都再法第 2 条の 2 第 4 項
4. × 当該規定はない。

[No. 28]14-28

**正解 1**

1. × 都再法第 7 条の 12 の規定により、同意を得るべき公共施設（第 2 条第 4 号、施行令第 1 条、第 2 条）の管理者に医療施設及び文化施設等公益施設の管理者は含まれない。
2. ○ 都再法第 7 条の 13 第 1 項
3. ○ 都再法第 7 条の 14 第 3 号
4. ○ 都再法第 7 条の 16 第 1 項

# 解答 H14

[No. 29]14-29

**正解 4**

1. × 事業計画の認可（都再法第 19 条）の公告（第 60 条第 2 項第 2 号）以前は、権利処分制限（第 70 条第 2 項）は生じない。
2. × 都再法第 11 条第 2 項より、事業基本方針だけではなく、定款も必要。
3. × 都再法第 12 条第 2 項より、事業基本方針には、市街地再開発事業の施行地区と事業の方針を定めるものであって、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定める必要はない。
4. ○ 都再法第 16 条第 1 項。

[No. 30]14-30

**正解 4**

- A 都市計画決定（都再法第 6 条第 1 項）から G 組合設立認可（第 19 条）までの手続は、次のとおりである。
- B 事業施行地区の公告申請（都再法第 15 条第 1 項→第 7 条の 3 第 2 項）
- D 未登記借地権の申告（都再法第 15 条第 2 項）
- C 宅地所有者・借地権者の同意（都再法第 14 条）
- E 組合設立認可申請（都再法第 11 条第 1 項、第 3 項）
- F 事業計画の縦覧（都再法第 16 条第 1 項）

ここで、C 宅地所有者・借地権者の同意を得る対象となる借地権者は、B 事業施行地区の公告によって定まった地区で、D 未登記借地権の申告をした者に限定される（都再法第 15 条第 2 項→第 7 条の 3 第 4 項）。申告をしなかった借地権者は、宅地所有者・借地権者の同意の対象から外されるが、組合員とならないわけではない。

また、F 事業計画の縦覧は、E 組合設立認可を受けた後、知事が行う。

[No. 31]14-31

**正解 3**

1. ○ 都再法第 16 条第 1 項。
2. ○ 都再法第 16 条第 2 項。地方公共団体（第 53 条第 2 項読み替え）、公団等（第 58 条第 3 項読み替え）も同様。
3. × 都再法第 53 条第 2 項。市施行の場合の意見書の提出先は都道府県知事ではなく地方公共団体である。
4. ○ 都再法第 16 条第 3 項。地方公共団体（第 53 条第 2 項読み替え）、公団等（第 58 条第 3 項読み替え）も同様。



# 解答 H14

[No. 32] 14-32

**正解 1**

1. × 都再法第 12 条→第 7 条の 11 施行規則第 5 条第 2 項。事業計画において定める設計の概要には権利床の配置設計の概要は含まれていない。
2. ○ 組合の場合（都再法第 12 条第 1 項）、地方公共団体の場合（第 53 条第 4 項）、公団等の場合（第 58 条第 3 項）の何れも第 7 条の 11 の規定を準用する。
3. ○ 都再法第 7 条の 11 第 2 項。
4. ○ 都再法施行規則第 4 条第 1 項。

[No. 33] 14-33

**正解 3**

都再法第 15 条第 2 項→第 7 条の 3 第 4 項より、借地権申告を行っていない借家権者 H は組合設立同意の対象者ではない。

また第 14 条より、借家権 I も組合設立同意の対象者ではなく、共有者については個々に同意書が必要である。

[No. 34] 14-34

**正解 2**

1. ○ 都再法第 68 条第 1 項。
2. × 都再法第 68 条第 2 項→土地収用法第 36 条第 4 項により、関係権利者が土地調書又は物件調書の署名押印を拒んだときは、市町村長による官吏の立会・署名・押印を行い、これに代えることができる。
3. ○ 都再法第 68 条第 2 項→土地収用法第 37 条第 2 項、第 3 項
4. ○ 都再法第 68 条第 3 項

[No. 35] 14-35

**正解 2**

1. × 都再法第 9 条第十二号→施行規則第 1 条の 8、第 1 条の 11 より、審査委員に関する事項の定めは必要。
2. ○ 都再法第 9 条第二号。
3. × 第 9 条第八号により、総会に関する事項は必須。
4. × 都再法第 73 条第 1 項第十七号により、権利変換期日は定款ではなく、権利変換計画書に記載される。

# 解答 H14

[No. 36]14-36

**正解 4**

1. ○ 都再法第 31 条第 1 項、第 35 条第 5 項。
2. ○ 都再法第 34 条第 1 項。
3. ○ 都再法第 32 条第 3 項。
4. × 都再法第 43 条第 2 項により、総会の議決が必要である。

[No. 37]14-37

**正解 1**

1. ○ 都再法には定めがない。
2. × 都再法第 43 条第 1 項より上限はない。20 名の上限があるのは、地方公共団体施行及び公団等施行の場合である（第 57 条第 3 項、第 59 条第 2 項）
3. × 都再法第 98 条第 1 項より審査委員の関与はない。
4. × 都再法第 84 条により、第 110 条（全員同意型）の規定により権利変換計画を定める場合においても、審査委員の過半の同意でたりる。

[No. 38]14-38

**正解 3**

1. ○ 都再法第 131 条第 1 項
2. ○ 都市再開発法による不動産登記に関する政令第 2 条第 1 号。
3. × 都市再開発法による不動産登記に関する政令第 2 条より、事業の施行のために必要がある場合でも、抵当権の設定の登記について施行者は代位登記ができない。例えば未登記建物が存する場合、施行者は当該建物に都再法第 70 条の登記を行うため、不動産の表示の登記及び所有権の保存の登記を代位できるが、当該建物について抵当権の設定についてはできない。
4. ○ 都市再開発法による不動産登記に関する政令第 2 条第 4 号。

[No. 39]14-39

**正解 2**

1. ○ 不動産鑑定評価基準 第 7 章第 1 節
2. × 不動産鑑定評価基準 第 7 章第 1 節Ⅱ. 2. (2) . 3. イより、このような方法は間接法と呼ばれる。
3. ○ 不動産鑑定評価基準 第 7 章第 1 節Ⅱ. 2. (1)
4. ○ 不動産鑑定評価基準 第 7 章第 1 節Ⅲ. 2

# 解答 H14

[No. 40]14-40

**正解 3**

1. ○ 都再法第 73 条第 1 項第 1 号、施行規則第 28 条第 1 項、第 2 項。
2. ○ 都再法第 73 条第 1 項第 4 号。
3. × 都再法第 73 条第 1 項第 7 号、8 号より、家主の権利床に借家権が継続される場合は、借家条件の記載はない。借家条件が記載されるのは、家主が権利変換を希望せずに転出した建物の借家人の場合である。(第 73 条第 1 項第 10 号。)
4. ○ 都再法第 73 条第 1 項第 13 号。

[NO. 41]14-41

**正解 4**

1. ○ 都再法第 110 条 1 項より、第 73 条第 2 項（事業前後の担保権等の別個性）、第 78 条（事業前後の担保権の対応性）は適応せず、第 110 条第 2 項より、第 89 条（担保権等の移行）の規定にかかわらず権利変換計画の定めるところにより、権利の得喪・変更・取得が行われる。
2. ○ 都再法第 110 条第 2 項より、第 88 条第 5 項（従前借家権者が再開発ビル借家権を取得する規定）にかかわらず、権利変換計画の定めるところにより、権利の得喪・変更・取得が行われる。
3. ○ 都再法第 110 条 1 項より、第 83 条（権利変換計画の縦覧等）は適用しない。
4. × 都再法第 30 条に規定する権利変換計画の総会議決は、第 110 条であっても適応除外はない

[No. 42]14-42

**正解 2**

1. ○ 都再法施行令第 31 条第 3 号
2. × 都再法施行令第 31 条第 1 号、第 32 条第 1 号より、新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の変更は、縦覧手続も審査委員の過半数の同意も必要としない。
3. ○ 都再法施行令第 31 条第 2 号、第 32 条第 2 号
4. ○ 都再法施行令第 31 条第 1 号、第 32 条第 1 号

[No. 43]14-43

**正解 4**

1. × 都再法第 99 条の 2 第 2 項に規定する特定建築者が取得する施設建築敷地又はその共有持分及び施設建築物の一部等の明細、その帰属並びにその管理処分の方法は権利変換計画に定めるが（第 73 条第 1 項第 15 号）、特定建築者の氏名等は定めることができない。
2. × 都再法第 99 条の 3 第 1 項より、公的な特定施設建築者は公募を必要としない。
3. × 都再法第 99 条の 5 より、施行者は特定施設建築物の敷地の整備を完了したときは、速やかに、その旨を特定建築者に伝えることが必要である。都再法第 99 条の 6 より、施設建築敷地の権利譲渡は竣工後である。
4. ○ 都再法第 99 条の 8 第 1 項

# 解答 H14

[No. 44]14-44

**正解 3**

1. ○ 都再法第 91 条第 1 項
2. ○ 都再法第 92 項第 1 項
3. × 都再法第 97 条第 1 項。通損補償費は、権利変換を受けるか転出するかにかかわらず支払われる。
4. ○ 都再法第 97 条第 3 項

[No. 45]14-45

**正解 1**

1. × 宅地の所有権に対する補償は、都再法第 91 条第 1 項に該当する対価補償である。
2. ○ 建物移転補償は、都再法第 97 条第 1 項に規定する通損補償である。なお権利変換を希望しない旨の申出（金銭給付希望申出書）の際に建築物に対して金銭の給付を示した場合は、第 91 条第 1 項に該当する対価補償となる。
3. ○ 動産移転補償は、都再法第 97 条第 1 項に規定する通損補償である。
4. ○ 仮住居補償費は、都再法第 97 条第 1 項に規定する通損補償である。

[No. 46]14-46

**正解 4**

1. ○ 都再法第 101 条、都市再開発法による不動産登記に関する政令第 8 条第 1 項より、1 棟ごとに登記が行われる。
2. ○ 都再法第 101 条、都市再開発法による不動産登記に関する政令第 8 条第 1 項。
3. ○ 都再法第 101 条、都市再開発法による不動産登記に関する政令第 8 条第 3 項。
4. × 都再法第 101 条、都市再開発法による不動産登記に関する政令第 8 条第 1 項より、施行者は新たな資産における担保権等の申請ができる。

[No. 47]14-47

**正解 2**

1. ○ 都再法第 109 条
2. × 都再法第 50 条 → 民法第 78 条第 1 項、2 項により、清算人は債務の取立てをおこなうことができる。
3. ○ 都再法第 100 条
4. ○ 都再法第 101 条

# 解答 H14

[No. 48]14-48

**正解 3**

1. ○ 都市再開発資金貸付要領第 1 条、第 3 条の 5 第 1 項、第 3 条の 20 第 1 項
2. ○ 都市再開発資金貸付要領第 3 条の 2。都再法第 11 条第 1 項組合と第 2 項組合の別はない（償還期間は異なる）。
3. × 都市再開発資金貸付要領第 3 条の 5。償還方法は一括償還である。
4. ○ 都市再開発資金貸付要領第 3 条の 17

[No. 49]14-49

**正解 1**

1. × 租税特別措置法第 33 条の 4 により、都市計画法第 56 条第 1 項により、知事等に土地が買取られた場合は、収用等の場合の特別控除（5000 万円）が適用できる。この控除を受けない場合は、特定住宅地造成事業等のための譲渡（租税特別措置法第 34 条の 2）による特別控除（1500 万円）を受けることもできる。
2. ○ 租税特別措置法第 34 条第 2 項第 2 号（特定土地区画整理事業等のための譲渡）
3. ○ 租税特別措置法第 31 条の 2（優良住宅地の造成等のための長期譲渡所得の課税の特例）、地方税法附則第 34 条の 2 第 1 項、第 4 項
4. ○ 租税特別措置法第 33 条第 1 項（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）、租税特別措置法第 33 条の 4（収用等の場合の特別控除）

[No. 50]14-50

**正解 3**

1. × 道路整備特別会計補助の対象となるのは、市街地再開発事業の施行区域内の都市計画道路（広場を含む）の管理者負担を支払う管理者である。
2. × 都再法第 121 条第 1 項、施行令第 47 条。ただし国庫補助採択基準（1）市街地再開発事業＜道路整備特別会計＞4 より、道路特別会計の管理者負担金の対象となるのは、最低でも 6m 以上の街路である。
3. ○
4. × 都再法第 99 条の 10 → 都再法施行令第 40 条の 3 より、都市計画決定された市道の新設整備は、該当しない。